

松江城天守登閣料に関する規則の一部を改正する規則

松江城天守登閣料に関する規則（平成 17 年松江市規則第 189 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(登閣料の免除) <p>第 3 条 次に掲げる者が天守に登閣する場合は、条例第 8 条第 1 項の規定により準用する松江市都市公園条例(平成 17 年松江市条例第 340 号)第 19 条第 2 号に該当するものとして、登閣料の全部を免除する。</p> <p><u>(1)</u> 松江市内の中学校、小学校、義務教育学校、保育所、幼稚園及び認定こども園であって教育上又は保育上の必要で<u>登閣する生徒、児童又は園児を引率する教職員等</u></p> <p><u>(2)・(3)</u> 略</p> <p><u>(4) 前3号</u>に掲げる者のほか、市長の承認を得て指定管理者が特に必要と認める者(市長による管理)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により市長が城山公園の管理を行う場合にあっては、<u>前条第4号</u>中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えてこの規定を適用する。</p>	(登閣料の免除) <p>第 3 条 次に掲げる者が天守に登閣する場合は、条例第 8 条第 1 項の規定により準用する松江市都市公園条例(平成 17 年松江市条例第 340 号)第 19 条第 2 号に該当するものとして、登閣料の全部を免除する。</p> <p><u>(1) 6歳未満の者</u></p> <p><u>(2) 松江市内の中学校、小学校、義務教育学校、保育所、幼稚園及び認定こども園であって教育上又は保育上の必要で<u>教職員等が引率して登閣する場合の生徒及び児童並びにその教職員等</u></u></p> <p><u>(3)・(4)</u> 略</p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げる者のほか、市長の承認を得て指定管理者が特に必要と認める者(市長による管理)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により市長が城山公園の管理を行う場合にあっては、<u>前条第5号</u>中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が」と読み替えてこの規定を適用する。</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。